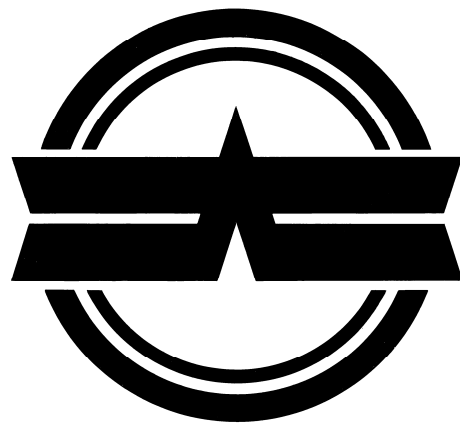


高齢者虐待防止対応マニュアル



大鰐町

令和4年 4月

保健福祉課

【目次】

| | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 高齢者虐待とは | 1 |
| | (1) 高齢者の定義 | 1 |
| | (2) 高齢者虐待の種類 | 2 |
| 2 | 高齢者虐待の防止に向けて | 4 |
| | (1) 高齢者虐待を防ぐために | 4 |
| | (2) 大鰐町の高齢者虐待に対する取り組み | 4 |
| | (3) 高齢者虐待予防・発見のためのチェックリスト | 5 |
| 3 | 養護者による高齢者虐待への対応 | 8 |
| | (1) 養護者による高齢者虐待の定義 | 8 |
| | (2) 青森県との連携 | 9 |
| | (3) 通報に対する町の対応 | 9 |
| | 養護者による高齢者虐待通報対応フローチャート | 12 |
| | (4) 通報者の保護 | 13 |
| 4 | 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 | 14 |
| | (1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義 | 14 |
| | (2) 青森県との連携 | 15 |
| | (3) 通報に対する町の対応 | 16 |
| | 介護従事者等による虐待通報対応フローチャート | 18 |
| | (4) 通報者の保護 | 19 |
| | (5) 通報等による不利益取扱いの禁止 | 19 |
| | (6) 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合 | 19 |
| | (7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表 | 20 |
| 5 | 相談窓口・関係機関一覧 | 24 |
| | (1) 相談窓口 | 24 |
| | (2) 関係機関 | 24 |
| | (3) 認知症疾患医療センター | 24 |
| | (4) 認知症協力医療機関 | 25 |

1 高齢者虐待とは

(1) 高齢者虐待の定義

平成 18 年 4 月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行され、その中で「高齢者」は 65 歳以上の者と定義されています。また、高齢者虐待を、①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分け、次のように定義しています。

①養護者による高齢者虐待

養護者とは「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

②養介護施設従事者等による高齢者虐待

介護を必要とする高齢者が入居する施設や、それに関わるサービス提供事業所等の職員による虐待のことを言います。

該当する施設・事業は以下のとおりです。

| | 養介護施設 | 養介護事業 | 養介護施設従事者等 |
|------------|--|---|----------------------------|
| 老人福祉法による規定 | <ul style="list-style-type: none">老人福祉施設有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none">老人居宅生活支援事業 | 「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事するもの |
| 介護保険法による規定 | <ul style="list-style-type: none">介護老人福祉施設介護老人保健施設介護療養型医療施設介護医療院地域密着型介護老人福祉施設地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none">居宅サービス事業地域密着型サービス事業居宅介護支援事業介護予防サービス事業地域密着型介護予防サービス介護予防支援事業 | |

(2) 高齢者虐待の種類

高齢者虐待防止法では、虐待を大きく5種類に分けて定義しています。

| 虐待の種類 | 内容と具体例 |
|------------------------|---|
| 身体的虐待 | <p>【内容】 暴力行為等で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える。代替方法があるにもかかわらず行為を強制したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つねる。殴る。蹴る。やけどや打撲をさせる。ものを投げつける。 ・移動させる時に無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 ・ベッドに縛り付ける。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。外から鍵をかけて閉じ込める。内側から鍵をかけ中に入れしない。 <p style="text-align: right;">等</p> |
| 介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト) | <p>【内容】 意図的であるか否かを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神状態を悪化させていること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする。髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣類が汚れている。おむつが汚れている状態を日常的に放置する。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いていたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせない等、劣悪な住環境の中で生活させる。 ・医療機関への受診や専門的なケアが必要な状況にも関わらず、受診または対応をしない。 ・ナースコール等を使わせない。必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 ・同居している家族の虐待行為を見て見ぬふりをする。 ・施設に入所している高齢者が他利用者に対して行う暴力行為について、予防手立てをせず放置する。 <p style="text-align: right;">等</p> |
| 心理的虐待 | <p>【内容】 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。高齢者の意欲や自立心を低下させたり、心理的に孤立させること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼし等をあざ笑う。それを人前で話すことにより高齢者に恥をかかせる。 ・怒鳴る。ののしる。悪口を言う。 ・侮辱を込めて、子どものように扱う。 ・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する。ナースコール等を無視する。 ・介護がしやすい等の目的で、高齢者の意思を無視してトイレに行けるのにおむつを使ったり、自分で食事ができるのに全て介助をする。 ・車椅子での移動介助の際、早いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・理由もなく住所録を取り上げる、面会者が来ても会わせない等、外部との連絡を遮断する。 <p style="text-align: right;">等</p> |

| 虐待の種類 | 内容と具体例 |
|-------|--|
| 性的虐待 | <p>【内容】 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり下着のまま放置する。人前でオムツを交換する。 ・キス。性器への接触。わいせつな映像や写真を見せる。性行為を強要する。 <p style="text-align: right;">等</p> |
| 経済的虐待 | <p>【内容】 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の所有物を本人に無断で売却、処分する。 ・年金や預貯金を本人の意思や利益に反して使用する。 <p style="text-align: right;">等</p> |

2 高齢者虐待の防止に向けて

(1) 高齢者虐待を防ぐために

高齢者虐待は、場所や時間を問わず引き起こされる可能性があり、虐待をしているという自覚がない場合も多くあります。養護者の介護疲れや施設の体制等、虐待を発生させる要因や課題は様々ですが、それらを取り除くことが出来るよう、養護者自身または同居家族に対して支援を行ったり、養介護施設への改善対応が適切に行われるよう指導します。

高齢者本人の意向を確認しながら、安全に暮らしていけるかについて考え、被虐待者に虐待の自覚があるかないかに関わらず、客観的に見て状況をとらえ、どうしていけばよいか話し合いを行います。

命に関わるような緊急的な事態や、安全確保のために養護者や施設との分離が必要な場合には、関係機関と協力し対応します。

(2) 大鰐町の高齢者虐待に対する取り組み

大鰐町では、高齢者虐待について知ってもらうため、広報や健康カレンダー、ホームページに情報を掲載し、町民や介護従事者への周知に取り組んでいます。また、チラシやポスターを作成し、各種事業開催時に掲示及び配布を実施しています。

その他、大鰐町虐待等防止協議会を年1回開催し、関係機関（福祉関係・医療・教育・警察・町関係機関等）の代表者が集まり、現状把握や被害者等に対して行うべき支援について話し合いを行っています。

(3) 高齢者虐待予防・発見のためのチェックリスト

《身体的虐待のサイン》

| チェック欄 | サイン例 |
|-------|------------------------------------|
| | ・身体に小さなキズが頻繁にみられる。 |
| | ・大腿の内側や上腕部の内側、背中等にキズやみみず腫れがみられる。 |
| | ・回復状態が様々な段階のキズ、あざ等がある。 |
| | ・頭、顔、頭皮等にキズがある。 |
| | ・臀部や手のひら、背中等に火傷や火傷跡がある。 |
| | ・急におびえたり、恐ろしがったりする。 |
| | ・「怖いから家（施設）にいたくない」等の訴えがある。 |
| | ・キズやあざの説明のつじつまが合わない。 |
| | ・主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。 |
| | ・主治医や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない。 |

《介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）のサイン（自己放任も含む）》

| | |
|--|--|
| | ・居住部屋、住居が極めて非衛生的になっている。また異臭を放っている。 |
| | ・部屋に衣類やおむつ等が散乱している。 |
| | ・寝具や衣類が汚れたままになっている。 |
| | ・汚れたままの下着を身につけている。 |
| | ・かなりのじょくそう（褥瘡）ができてきている。 |
| | ・身体からかなりの異臭がする。 |
| | ・適度な食事を準備されていない。 |
| | ・不自然な空腹を訴える。 |
| | ・栄養失調の状態にある。 |
| | ・疾患の症状が明白にもかかわらず、医師の診断を受けていない。 |
| | ・ものごとや自分の周囲に関して、極度に無関心になる。 |
| | ・何を聞いても「いいよ、いいよ」と言って遠慮をし、あきらめの態度がみられる。 |

《心理的虐待のサイン》

| | |
|--|----------------------------------|
| | ・かきむしり、噛みつき等がみられる。 |
| | ・不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠等）を訴える。 |
| | ・身体を萎縮させる。 |
| | ・おびえる、わめく、泣く、叫ぶ等の症状がみられる。 |
| | ・食欲の変化が激しく、摂食障害（過食、拒食）がみられる。 |
| | ・自傷行為がみられる。 |
| | ・無力感、あきらめ、投げやりな様子になる。 |
| | ・体重が不自然に増えたり、減ったりする。 |

《性的虐待のサイン》

| | |
|--|------------------------------------|
| | ・不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。 |
| | ・肛門や性器からの出血やキズが見られる。 |
| | ・性器の痛み、かゆみを訴える。 |
| | ・急におびえたり、恐ろしがったりする。 |
| | ・ひと目を避けるようになり、多くの時間を一人で過ごすことが増える。 |
| | ・主治医や保健、福祉の担当者に話すことや援助を受けることに躊躇する。 |
| | ・睡眠障害がある。 |
| | ・通常の生活行動に不自然な変化がみられる。 |

《経済的虐待のサイン》

| | |
|--|-------------------------------------|
| | ・年金や財産収入等があることは明白にもかかわらず、お金がないと訴える。 |
| | ・自由に使えるお金がないと訴える。 |
| | ・経済的に困っていないのに、利用者負担のあるサービスを利用したがない。 |
| | ・お金があるのにサービスの利用料や生活費の支払いができない。 |
| | ・資産の保有状況と衣食住等生活状況との落差が激しくなる。 |
| | ・預貯金が知らないうちに引き出された、通帳がとられたと訴える。 |

《家族の態度にみられるサイン》

| | |
|--|--|
| | ・高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる。 |
| | ・高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる。 |
| | ・他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがみられる。 |
| | ・高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院の勧めを拒否する。 |
| | ・高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする。 |
| | ・経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない。 |
| | ・保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。 |

《地域からのサイン》

| | |
|--|---|
| | ・高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴、うめき声、物が投げられる音が聞こえる。 |
| | ・庭や家屋の手入れがされていない、または放置の様相（草が生い茂る、家屋が壊れている、ゴミが捨てられている等）を示している。 |
| | ・室内や住居の外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫がわいている状態である。 |
| | ・郵便受けや玄関先等が、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターがまわっていない。 |
| | ・電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃等の支払いを滞納している。 |
| | ・昼間でもカーテンや窓が閉まっている。 |
| | ・気候や天気が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる。 |
| | ・家族と同居している高齢者が、コンビニやスーパー等で、一人分のお弁当等を頻繁に買っている。 |
| | ・訪問・連絡しても高齢者に会えない、または嫌がられる。 |
| | ・配食サービス等、配達されたものがそのままになっている。 |
| | ・薬や届けたものが放置されている。 |
| | ・高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊している姿がみられる。 |

《セルフネグレクト（自己放任）とは？》

自分に対して関心がなくなり、掃除や洗濯、ゴミ捨て等身の回りのことができなくなる等、何事も投げやりになること。介護・医療サービスの利用を拒否する等により、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなってしまうこと。

3 養護者による高齢者虐待への対応

(1) 養護者による高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法第2条第4項では、養護者による高齢者虐待について次のように定義しています。

養護者による高齢者虐待とは・・・

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者が、次のような行為を行うことを指します。

虐待に該当する行為

- 一 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- 二 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による一、三又は四に掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること
- 三 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 四 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- 五 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の地益を得ること

(2) 青森県との連携

平成27年5月、青森県高齢福祉保険課より、高齢者虐待に係る通報の内容をより詳細に把握すること等を目的として虐待の有無を報告するよう依頼があり、毎月報告をしています。

(3) 通報に対する町の対応

①通報からの初動対応

町に対し、養護者による高齢者虐待の通報があった場合には、相談内容をまとめた上で、今後の迅速な対応につなげるため、関係する町職員を速やかに招集し、初動会議を開催します。

初動会議では、通報内容を関係する職員間で共有するとともに、虐待にあたる行為なのかどうか、緊急性の有無等を慎重に精査し、事実確認等の今後の対応について検討したうえで、事実確認のための訪問調査を行います。

②事実確認

初動会議で打ち合わせた内容に基づき事実確認を行います。事実確認は、原則として当事者に直接面談して行うとともに、高齢者の安全を確保します。

訪問調査を行う際は、必ず複数の職員で訪問し、本人が今後どうしたいのか意思確認を行います。また、本人の身体に痣や傷がないか等、聞き取りをしながら状態を確認します。

当事者だけではなく、関わりのある関係機関（庁内の別係、介護支援専門員、介護保険サービス事業所、民生委員等）からも話を聞き、情報収集に努めます。

確認の結果、虐待に該当する事実が確認されなかった場合は、必要に応じて適切な相談窓口へ案内します。

なお、緊急性の高い案件への対応に遅れが生じないように、事実確認は通報から48時間以内に行います。

③コアメンバー会議の開催

事実確認終了後、コアメンバー会議を開催し、事実確認の結果に基づき虐待の有無・緊急性を判断し、今後の対応について検討します。

生命の危機が差し迫っている状況にあり、緊急性が高いと判断される案件については、必要に応じて入院・入所等の緊急的な分離保護、立入調査の要否等を検討します。

●緊急性が高い状況とは？

《緊急性が高いと判断できる状況》

- 1 生命の危険性が高い場合
 - ・骨折や重症のやけど等、深刻な身体的外傷がある
 - ・極端な栄養不良、脱水症状がある
 - ・「うめき声が聞こえる」等の深刻な状況が予測される情報がある
 - ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- 2 本人や家族の人格や精神状態に歪みが生じている、もしくはそのおそれがある
 - ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
 - ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
- 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
 - ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
 - ・虐待者の人格や生活態度の偏りがあり社会不適應行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない
- 4 高齢者本人が保護を求めている
 - ・高齢者本人が明確に保護を求めている

●立入調査とは？

立入調査とは、虐待を受けている疑いがある高齢者の安否確認が出来ず、高齢者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合に、市町村が住居等に立ち入り、必要な調査を行うことができるというものです。立入調査にあたっては、養護者の妨害で調査が困難になる場合も想定されるため、警察への援助要請をすることが出来ます。

高齢者虐待防止法第11条には、「市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。」と立入調査について明記されています。

④支援の実施

会議で検討した内容に基づき支援を行います。情報収集を行いながら、虐待が発生した要因・課題を整理し、必要な支援を実施します。虐待事例に応じて、必要であれば関係機関の担当者を招集して虐待対応ケース会議を開催し、今後の対応や支援方法について検討します。

緊急性が高いと判断される案件については、必要に応じて警察官同行の下、立入調査、もしくは速やかに養護者との分離を図り、事前に選定、用意した保護先への移送または病院に搬送します。

虐待が発生した要因から、介護サービスの利用や病院への受診等の調整によって解消が見込まれる場合には、担当するケアマネジャーや関係機関の協力の下、調整を行います。

虐待を受けた高齢者だけでなく、虐待をした疑いのある養護者やその他の家族にも支援が必要な場合があります。家族の問題を全体的に見て、どのような支援が必要か検討し、必要に応じて適切な相談窓口へ案内します。

●やむを得ない事由による措置

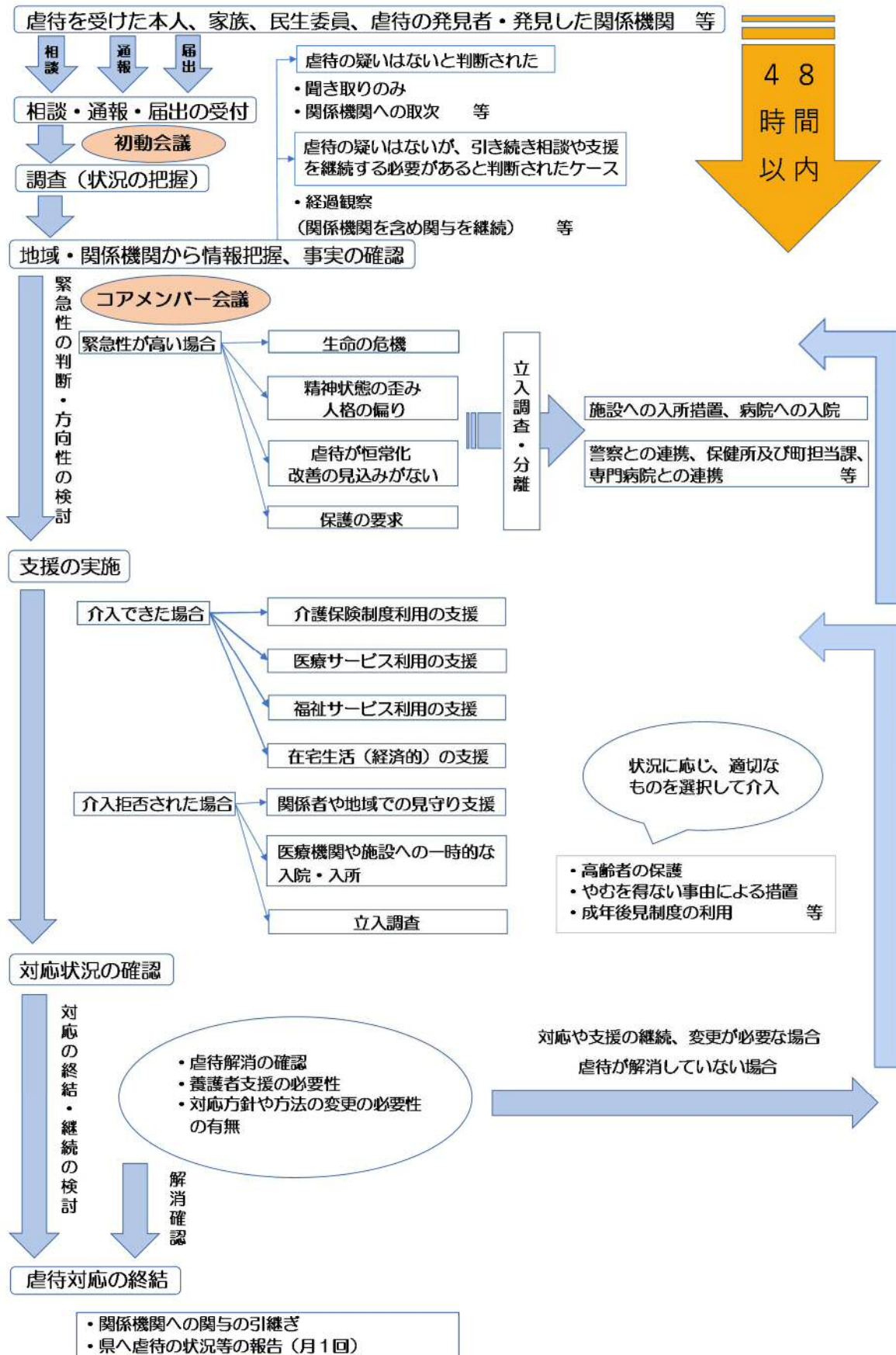
「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な65歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。

⑤対応状況の確認

対応状況から支援継続の必要性があるか、支援内容に変更が必要かどうかについて検討します。支援の継続や支援内容に変更が必要な場合、虐待の解消が確認されない場合には、再度支援方法を検討し対応します。

虐待の解消が確認された、養護者支援の継続が必要ではなくなった等、支援の必要がなくなった場合は、虐待対応を終結します。

《養護者による高齢者虐待通報対応フローチャート》



(4) 通報者の保護

高齢者虐待防止法第7条では、高齢者虐待を受けた高齢者を発見した場合、市町村へ通報しなければならないとされています。虐待の早期発見につながる事が重要であり、匿名での通報でも相談を受け付けています。通報者に関する情報は保護され、漏れることはありません。同法第8条でも、通報を受理した職員は通報または届出をした者等を特定させるものを漏らしてはならないとされています。

高齢者虐待防止法第8条には、「市町村が前条第一項若しくは第二項の規定による通報又は次条第一項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されており、通報者の個人情報の保護が明記されています。

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法第2条第5項及び第6項では、要介護施設従事者等による高齢者虐待について次のように定義しています。

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは・・・

別表1に記載の施設またはサービスを提供する事業所の従事者（養介護施設従事者等）が、入所または入居もしくはサービスを利用する高齢者（障害者基本法第2条第1号に規定する65歳未満の障害者を含む）に対し、次のような行為を行うことを指します。

虐待に該当する行為

- 一 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- 二 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること
- 三 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
- 四 高齢者にわいせつな行為をするまたは高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- 五 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

(2) 青森県との連携

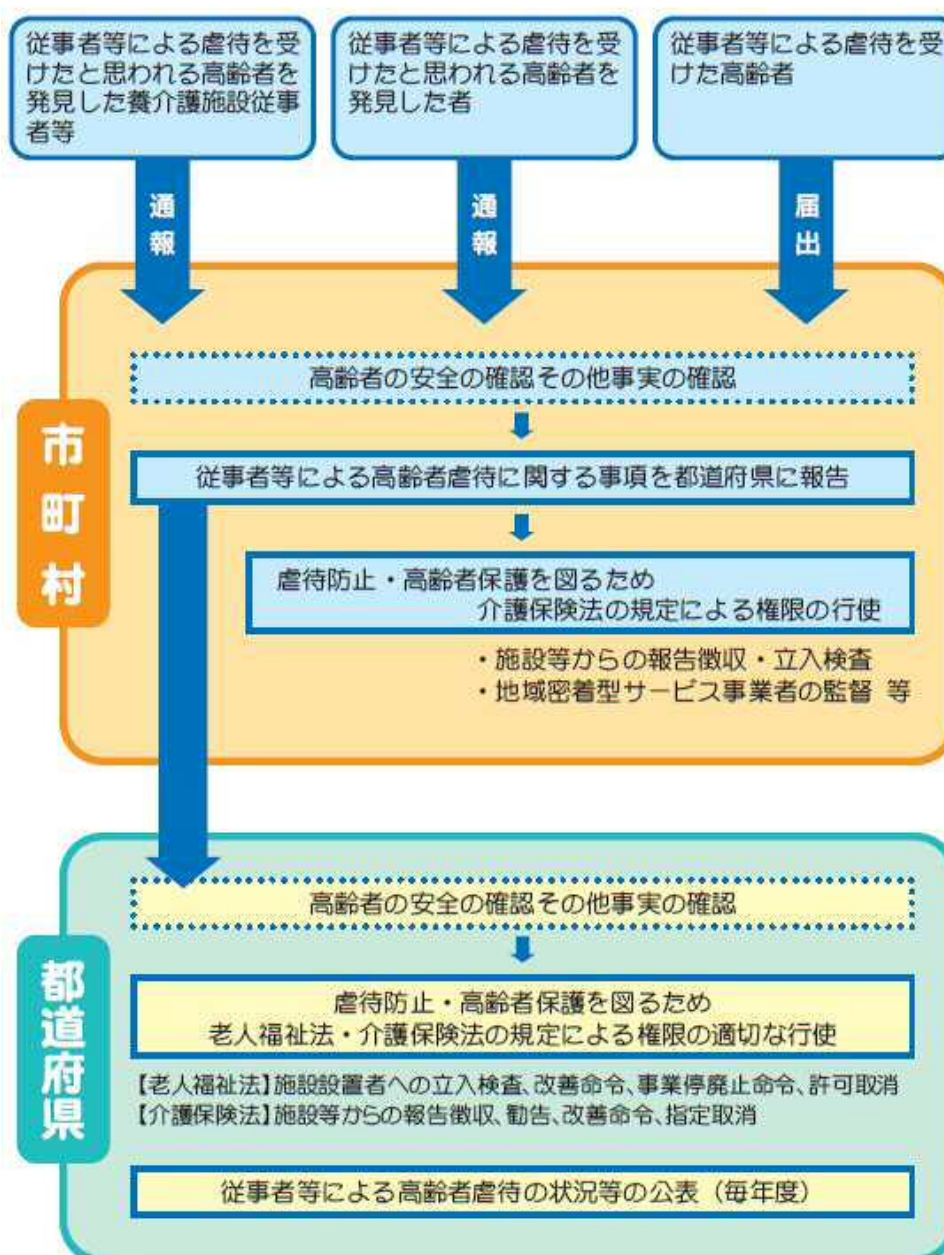
高齢者虐待防止法第21条では、養介護施設従事者等による高齢者への虐待を発見した場合は、速やかに市町村へ通報する義務について明記されています。

また、養介護施設従事者等からの虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができることとされています。

青森県と大鰐町では、虐待に関する通報を受けたときは、次の対応システムに従い速やかに対応します。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の対応システム

※養介護施設従事者等とは…老人福祉法及び介護保険法に規定する施設又は事業の業務に従事する者をいいます。



出典：青森県「高齢者虐待防止支援マニュアル改訂版」

(3) 通報に対する町の対応

①通報からの初動対応

町に対し、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報があった場合には、相談内容をまとめた上で、今後の迅速な対応につなげるため、関係する町職員を速やかに招集し、初動会議を開催します。

初動会議では、通報内容を関係する職員間で共有するとともに、虐待にあたる行為なのかどうか、緊急性の有無等を慎重に精査し、事実確認等の今後の対応について検討します。

また、事実確認のための訪問調査を行うこととした場合には、事前に県へ連絡し、必要に応じて県職員との連携を図ります。

②事実確認

初動会議で打ち合わせた内容に基づき事実確認を行います。事実確認は、原則として当事者に直接面談して行うとともに、高齢者の安全を確保します。

訪問調査を行う際は、必ず複数の職員で訪問します。

確認の結果、虐待に該当する事実が確認されなかった場合は、必要に応じて適切な相談窓口へ案内します。

なお、緊急性の高い案件への対応に遅れが生じないように、事実確認は通報から48時間以内に行います。

事実確認における確認事項

i) 本人への確認事項

ア 虐待の種類や程度

イ 虐待の事実と経過

ウ 高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握

- 安全確認・・・関わりのある養介護施設従事者等（虐待を行ったと疑われる職員は除く）の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。
- 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
- 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れていないか、様子を記録する。
- 生活環境・・・高齢者の居室等の生活環境を記録する。

ii) 養介護施設等への調査項目例

ア 関係者への聞き取り

- 当該職員を含め、同僚、上司からの聞き取りを行う。
- 当該職員が虐待の事実を認めるときは、施設の複数の管理職員が同席の上、事情聴取を行う。

イ 当該高齢者に対するサービス提供状況

ウ 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等

エ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明

オ 職員の勤務体制

カ その他必要事項

③虐待対応ケース会議の開催

事実確認終了後、虐待対応ケース会議を開催し、事実確認の結果に基づき虐待の有無・緊急性を判断し、今後の対応について検討します。

本人が認知症を発症していたり、精神的または知的な障害を有する等の理由から適切な自己判断が出来ない状況も考えられることから、必要に応じて親族やケアマネジャー等に協力を要請し、会議に参集して連携を図ります。

また、生命の危機が差し迫っている状況にあり、緊急性が高いと判断される案件については、必要に応じて警察や医療機関等への協力を要請します。

さらに、現在の状況を県にも報告し、町と県が老人福祉法または介護保険法に基づき行使出来る権限に応じて、今後の対応を協議します。

④支援の実施

ケース会議で打ち合わせた内容に基づき支援を行います。

緊急性が高いと判断される案件については、必要に応じて警察官同行の下、速やかに養介護施設等との分離を図り、事前に選定、用意した保護先への移送または病院に搬送します。

介護サービス提供事業者の変更等の調整を行うことで虐待が解消する場合には、担当するケアマネジャーの協力の下、介護サービスの調整を行います。

⑤改善指導と権限の行使

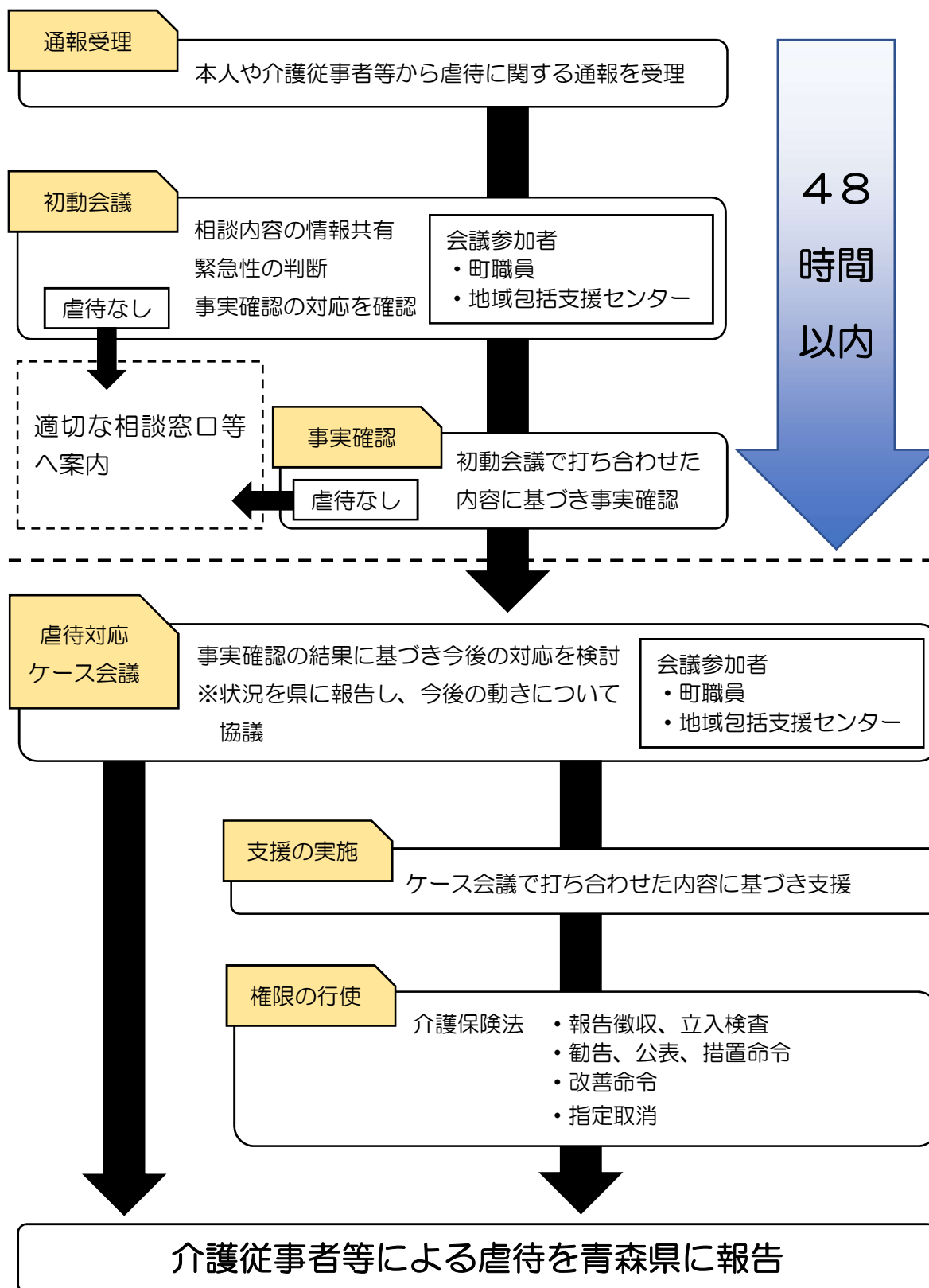
虐待が行われた養介護施設等において、改善に向けての対応が適切に行われるよう指導します。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成や第三者による虐待防止のための委員会の設置、改善計画に沿って事業が行われているかどうかを町または第三者委員が定期的にチェックする、等があります。

指導に従わない場合、町は勧告、命令、指定の取り消し処分等の権限（別表3参照）を適切に行使します。

県が指導、監督権限を有する養介護施設等については、県との連携を密に図りながら迅速に対応します。

《 介護従事者等による虐待通報対応フローチャート 》



県が管轄する施設については、県が同様に事実確認を行い、必要に応じて老人福祉法又は介護保険法に基づく権限を行使

(4) 通報者の保護

相談や通報、届出によって知り得た情報や通報者に関する情報は、個人のプライバシーに関わる極めて繊細な性質のものであります。養介護施設従事者等が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽または過失によるものでないか留意しつつ、施設、事業者には通報者は明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に配慮することが必要です。

(5) 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法第21条では、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は虐待の通報を妨げるものと解釈してはいけないこと、また、高齢者施設従事者等による高齢者虐待の通報者が通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。

こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見、早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、虐待の事実もないのに故意に虚偽の通報をした場合には、そもそも第21条第1項から第3項までに規定する「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について通報したことにはならないことから、当該規定は適用されないこととなります。

また、公益通報者保護法でも、労働者が公益通報を行ったことを理由とする解雇（派遣契約の解除）の無効や不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）を禁止する旨規定されています。

(6) 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合

高齢者が入所している養介護施設等の所在地と通報等を行った家族等の住所地が異なる場合、通報等がどちらの市町村に寄せられるかは予測出来ません。このため、通報等への対応は、養介護施設等の所在地の市町村が行うこととし、家族等がいる市町村に通報がなされた場合には、速やかに養介護施設所在地の市町村に引き継ぐよう対応します。

この場合において、施設に入所している高齢者が住民票を移していない場合であっても、通報等への対応は施設所在地の市町村が行います。

(7) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表することとされています。

公表の対象となる養介護施設等は、市町村または都道府県が事実確認を行った結果、実際に虐待が行われていたと認められた事例です。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県及び市町村における高齢者虐待の防止に向けた取り組みに反映していくことを着実に進めることを目的とするものであり、高齢者虐待を行った養介護施設等名を公表することによりこれらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません。

ただし、高齢者虐待等により介護保険事業所としての指定取消が行われた場合には、介護保険法に基づきその旨を公示します。

公表の対象となる事例

- 事例1 市町村による事実確認の結果、虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事例
- 事例2 市町村及び都道府県が共同で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例
- 事例3 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例

都道府県が公表する項目

- 項目1 高齢者虐待の状況
 - ・被虐待者の状況（性別、年齢階級、心身の状態像等）
 - ・高齢者虐待の類型（身体的虐待、介護または世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）
- 項目2 高齢者虐待に対して取った措置
- 項目3 その他の事項（厚生労働省令で規定）
 - ・施設、事業所の種別類型
 - ・虐待を行った養介護施設従事者等の職種

別表1 高齢者虐待防止法第2条第5項及び第6項の解釈

| 養介護施設種別 | 高齢者虐待防止法規定 |
|--|------------------------------------|
| 老人居宅介護等事業／老人デイサービス事業／老人短期入所事業／小規模多機能型居宅介護事業／認知症対応型老人共同生活援助事業／複合型サービス福祉事業 | 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業 |
| 老人デイサービスセンター／老人短期入所施設／養護老人ホーム／特別養護老人ホーム／軽費老人ホーム／老人福祉センター／老人介護支援センター | 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設 |
| 有料老人ホーム | 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム |
| 訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／訪問リハビリテーション／居宅療養管理指導／通所介護／通所リハビリテーション／短期入所生活介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／福祉用具貸与／特定福祉用具販売 | 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護／地域密着型通所介護／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／認知症対応型共同生活介護／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／複合型サービス | 介護保険法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業 |
| 特別養護老人ホーム（地域密着型） | 介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設 |
| 居宅介護支援 | 介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業 |
| 特別養護老人ホーム | 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設 |
| 介護老人保健施設 | 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設 |
| 介護医療院 | 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院 |
| 介護予防訪問入浴介護／介護予防訪問看護／介護予防訪問リハビリテーション／介護予防居宅療養管理指導／介護予防通所リハビリテーション／介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護／介護予防特定施設入居者生活介護／介護予防福祉用具貸与／特定介護予防福祉用具販売 | 介護保険法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業 |
| 介護予防認知症対応型通所介護／介護予防小規模多機能型居宅介護／介護予防認知症対応型共同生活介護 | 介護保険法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業 |
| 介護予防支援 | 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業 |
| 地域包括支援センター | 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター |

別表2 指導に沿った改善計画例

| | 指導内容 | 改善内容 |
|-----------------|--|---|
| 虐待対応マニュアルの整備 | <ul style="list-style-type: none"> ①虐待対応マニュアルに組織として虐待防止を実施する義務に対する姿勢が明確にされていない。 ②管理者が虐待早期発見の責任者であることが明記されていない。 ③継続的な虐待防止教育や早期発見のための体制づくりが明確化されていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ①現行の虐待対応マニュアルについて、組織として断固として虐待が発生する環境をつくらないことを明記し、その方針及び具体的施策をマニュアルに追記する。 ②虐待予防、早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役割をマニュアルに反映させる。 ③虐待防止委員会の組織作りと委員会議事録及びヒヤリハットを安全委員会と共有し、虐待の早期発見と継続的な教育展開が出来る組織づくりを実施する。 |
| 虐待対応マニュアル等の周知徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ①虐待対応マニュアルの早期発見や通報義務について職員の理解が低い。 ②定期的な教育がなされていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ①虐待対応委員会立ち上げ後、虐待対応マニュアルを改訂し、その後、早期発見のポイントや通報義務について内部監査にて理解度を確認する。理解度が低い点について、各所属において学習会を開催し徹底する。 ②年間教育計画内に、4月の入職者研修時に「虐待対応マニュアルの理解」について新人を対象に研修を実施する。9月度、虐待対応自己点検シート実施後、結果を受けた形で「虐待防止研修」を全職員を対象に実施することを入れる。 |
| 第三者委員会の設立と原因の究明 | <ul style="list-style-type: none"> ①第三者委員会の設立と関わる規定がない。 ②虐待発生時の原因究明と検出出来る体制がない。 | <ul style="list-style-type: none"> ①虐待対応マニュアル内に、「第三者委員名簿（連絡先含む）」「第三者への連絡方法」「第三者委員会開催規定及び議事録作成規定」を追記する。 ②虐待発生時（疑い含む）及び事実確認後、即日虐待防止委員会を開催し、前後情報の記録の確認、職員ヒアリングの実施、時系列分析及び対策立案の実施について、虐待対応マニュアル内の虐待防止委員会の規定に追記する。 |
| 外部研修の実施と評価 | <ul style="list-style-type: none"> ①虐待対応に関わる職員の外部研修が実施されていない。 ②虐待対応に関わる研修評価制度がない。 | <ul style="list-style-type: none"> ①安全委員会と連携し、外部研修情報を収集し、3年目以上の職員は全員1回は虐待に関わる外部研修を受講すること、また未受講者は、年度末に各所属長から事由書及び受講計画予定表を提出することを虐待対応マニュアルに規定する。 ②外部研修受講者は、当該受講年度でチームを組み、虐待対応研修会（9月度）の研修実施を行い、研修受講者からのアンケートによって理解度を評価する。理解度が低い内容については、チームで再度その項目に関わる研修を実施することを規定する。 |
| 風通しの良い職場づくり | <ul style="list-style-type: none"> ①管理者が職員のストレス状況や現場の環境を把握出来る体制が出来ていない。 ②職員が気軽に相談出来る体制がない。 | <ul style="list-style-type: none"> ①管理者は、ヒヤリハット報告書を利用し、施設内状況を把握する。職員に報告書の重要性及び運用を教育し、状況把握が出来る報告書の提出を促す。報告書には、「職員への暴力」「利用者間トラブル」「外傷」等、虐待兆候を把握するための項目を追記するとともに、苦情対応委員会と連携し、利用者または家族からの苦情報告書内に虐待の兆候がないか確認していく責務を虐待対応マニュアルに吉衛する。 ②相談しやすい環境づくりのため、管理者は、ヒヤリハット報告書による施設内状況の把握を行った上で、ケアの度合いが高い利用者や認知症の利用者などの状況を基に、管理者から適切に職員への声掛けを行う。安全委員会の機会などを利用し、現場の課題に対し、職員をねぎらいながら解決への指導を行う。その際に不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声掛けを行い相談受入体制を示す。 |

別表3 老人福祉法または介護保険法に基づくに基づく監督権限

| 法令 | | 権限の内容 | |
|-----------|-----------|--|--|
| 老人福祉法 | 第18条 | 県知事 | 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム施設長に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第18条の2 | 県知事 | 認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令、老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限、停止命令 |
| | 第19条 | 県知事 | 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令、認可取消 |
| | 第20条 | 県知事 | 有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収、立入検査、有料老人ホーム設置者に対する改善命令 |
| 介護保険法 | 第76条 | 県知事 町長 | 指定居宅介護サービス事業者等（であった者）に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第76条の2 | 県知事 | 指定居宅介護サービス事業者に対する勧告、公表、措置命令 |
| | 第77条 | 県知事 | 指定居宅介護サービス事業者の指定取消、指定の効力停止 |
| | 第78条の7 | 町長 | 指定地域密着型サービス事業者等（であった者）に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第78条の9 | 町長 | 指定地域密着型サービス事業者に対する勧告、公表、措置命令 |
| | 第78条の10 | 町長 | 指定地域密着型サービス事業者の指定取消、指定の効力停止 |
| | 第83条 | 県知事 町長 | 指定居宅介護支援事業者等（であった者）に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第83条の2 | 県知事 | 指定居宅介護支援事業者に対する勧告、公表、措置命令 |
| | 第84条 | 県知事 | 指定居宅介護支援事業者の指定取消、指定の効力停止 |
| | 第90条 | 県知事 町長 | 指定介護老人福祉施設開設者等（であった者）に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第91条の2 | 県知事 | 指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告、公表、措置命令 |
| | 第92条 | 県知事 | 指定介護老人福祉施設の指定取消、指定の効力停止 |
| | 第100条 | 県知事 町長 | 介護老人保健施設開設者等（であった者）に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第103条 | 県知事 | 介護老人保健施設開設者に対する勧告、公表、措置命令 |
| | 第104条 | 県知事 | 介護老人保健施設の許可取消、許可の効力停止 |
| | 第114条の2 | 県知事 町長 | 介護医療院開設者等（であった者）に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第114条の5 | 県知事 | 介護医療院開設者に対する勧告、公表、措置命令 |
| | 第114条の6 | 県知事 | 介護医療院の許可取消、許可の効力停止 |
| | 第115条の7 | 県知事 町長 | 指定介護予防サービス事業者等（であった者）に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第115条の8 | 県知事 | 指定介護予防サービス事業者に対する勧告、公表、措置命令 |
| | 第115条の9 | 県知事 | 指定介護予防サービス事業者の指定取消、指定の効力停止 |
| | 第115条の17 | 町長 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者等（であった者）に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第115条の18 | 町長 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告、公表、措置命令 |
| | 第115条の19 | 町長 | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定取消、指定の効力停止 |
| | 第115条の27 | 町長 | 指定介護予防支援事業者等（であった者）に対する報告徴収、立入検査 |
| | 第115条の28 | 町長 | 指定介護予防支援事業者に対する勧告、公表、措置命令 |
| 第115条の29 | 町長 | 指定介護予防支援事業者の指定取消、指定の効力停止 | |
| 附則第130条の2 | 県知事 町長 | 指定介護療養型医療施設開設者等に対する報告徴収、立入検査、指定介護療養型医療施設開設者に対する勧告、公表、措置命令、指定介護療養型医療施設の指定取消、指定の効力停止 | |

5 相談窓口・関係機関一覧

(1) 相談窓口

《養護者による高齢者虐待》

| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|---------------|--|------------------|
| 大鰐町地域包括支援センター | 大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3 大鰐町保健福祉課 地域包括支援係 | 0172-55-6569(直通) |

《養介護施設従事者等による高齢者虐待》

| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|-----------|-----------------------------|------------------|
| 大鰐町 介護保険係 | 大鰐町大字大鰐字羽黒館 5-3 大鰐町保健福祉課 | 0172-55-6568(直通) |

(2) 関係機関

| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|---------------|-------------------------------------|---------------|
| 大鰐町社会福祉協議会 | 大鰐町大字蔵館字川原田 37-6 | 0172-47-5151 |
| 中南地方福祉事務所 | 弘前市大字下白銀町 14-2 | 0172-35-1622 |
| 弘前保健所 | 弘前市大字吉野町 4-5 | 0172-33-8521 |
| 黒石警察署 | 黒石市北美町 2 丁目 47-1 | 0172-52-2311 |
| 家庭裁判所弘前支部 | 弘前市大字下白銀町 7 | 0172-32-4371 |
| 消費生活センター弘前相談室 | 弘前市大字蔵主町 4 県合同庁舎 2 階 | 0172-36-4500 |
| 法テラス | 青森市長島 1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル 2 階 | 050-3383-5552 |

(3) 認知症疾患医療センター

| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|---------|----------------|--------------|
| 弘前愛成会病院 | 弘前市北園 1 丁目 6-2 | 0172-34-7111 |

(4) 認知症協力医療機関

弘前市

| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|-----------------------|-----------------|--------------|
| 弘前大学医学部附属病院 (神経内科) | 弘前市本町 53 | 0172-33-5111 |
| 聖康会病院 | 弘前市和泉 2 丁目 17-1 | 0172-27-4121 |
| 弘前小野病院 | 弘前市和泉 2 丁目 19-1 | 0172-27-1431 |
| 藤代健生病院 | 弘前市藤代 2 丁目 1 | 0172-36-5181 |

黒石市

| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|----------|----------------|--------------|
| 黒石あけぼの病院 | 黒石市あけぼの町 52 | 0172-52-2877 |
| 黒石厚生病院 | 黒石市大字黒石字建石 9-1 | 0172-52-4121 |

大鰐町

| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|--------|------------------|--------------|
| 町立大鰐病院 | 大鰐町大字蔵館字川原田 40-4 | 0172-48-2211 |

藤崎町

| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|--------|---------------|--------------|
| ときわ会病院 | 藤崎町大字榊字亀田 2-1 | 0172-65-2210 |

板柳町

| 名称 | 所在地 | 連絡先 |
|--------|-----------------|--------------|
| 板柳中央病院 | 板柳町大字灰沼字岩井 74-2 | 0172-73-3231 |